

02-034	学校関係者評価会議開催規定	ページ番号	1/1
		改訂番号	02
		主管部門	事務

## 1. 目的

学校が策定した重点目標、計画の実施についての自己評価結果、評価結果に基づく今後の取組み方針などについて、ステークホルダーとなる関係者と対話を行い、教育活動、学校運営等に係る課題を共有し、専門的助言により今後の運営改善を図ることを目的とする。

自己評価結果や学校が直面する課題に対する率直な意見集約の場と位置付け、形式的な議論ではなく、具体的な改善意見を交換する機会とする。

## 2. 関係者評価会議委員の構成および任期

次に掲げる区分から学校長が委嘱する

- 1) 安房地域医療センター 病院長
- 2) 安房地域医療センター 看護部長
- 3) 安房地域医療センター 事務部長

2 任期は原則3年とする。ただし、再任を妨げない。

## 3. 会議の運営

関係者会議の議長は、学校長が指名する。尚、委員の中からの選出が難しい場合は、学校長がその任を務める。

2 会議には学校長の他、副学校長、教務主任、事務長が出席する。

3 学校長が必要と認める場合は、管理職以外の教職員に出席を求める場合がある。

4 開催通知の他、会議議事録等、運営に係る事務局は事務長が行う。

## 4. 開催頻度および時期

毎年度末（3月）学校にて実施する前年度自己評価に対し、原則、年1回、4月に学校関係者評価会議を開催する。

## 5. 評価結果の公表

評価結果については、議長承認の後、安房医療福祉専門学校の公式ホームページにて公表する。

## 6. その他

本規程に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

## 附則

この規定は、2020年2月1日から施行する。

この規定は、2022年1月4日から施行する。

この規定は、2023年4月1日から改訂施行する。

2023年4月1日 改訂	安房医療福祉専門学校
--------------	------------